

議事日程(第1号)

令和2年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第13号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第14号 物品売買契約の変更について
- 日程第 8 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第16 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 令和2年度須恵町一般会計補正予算の提出について
- 日程第23 議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第24 議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第25 議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第27 議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 2 号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第 1 3 号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 4 号 物品売買契約の変更について
- 日程第 8 議案第 1 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 1 6 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 2 1 号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 2 2 号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 1 6 議案第 2 3 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 4 号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 2 5 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 2 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 2 7 号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 2 8 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 2 9 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算の提出について
- 日程第 2 3 議案第 3 0 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 4 議案第 3 1 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 2 5 議案第 3 2 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 2 6 議案第 3 3 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 2 7 議案第 3 4 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（14名）

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	児 玉 求
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

議員の方々もおわかりと思いますけども、コロナウイルスの感染で、町の行事等が変更が余儀なくされておりますけども、コロナウイルスの予防対策のためでございますので、議員各位の御協力のほどよろしくお願いいたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和2年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

2月25日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和2年第1回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は23件、一般質問8件、町長諸報告8件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日3月3日から19日までの17日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会14件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会7件で、議案第29号から議案第34号までの令和2年度新年度予算については一括議題といたします。

次に、日程についてでございますが、本日当初本会議終了後、全員協議会、4日午前10時から予算審査特別委員会、終了後に各委員会を開催いたします。6日、中本会議、9日午前9時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。翌日10日も午前9時から工事現場視察を行い、終了後、各常任委員会。11、12、16日の3日間で新年度の予算審査を行い、19日最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの17日間とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの17日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番議員、1番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

定例本議会を招集しましたところ、全員参加で本会議を迎えられますこと感謝申し上げます。

それでは、町長諸報告に入りますけども、その前に2点御報告申し上げたいと思います。

まず、本日8時過ぎに発生しました地震についてでございますけども、公式の発表が震度2ということで、関係事業3課にダム、ため池、公共施設、全て点検させております。異常なしということで、報告申し上げたいと思います。

次に、先ほど、議長のほうから話がありましたコロナウイルスに対する当町の対応でございますけども、福岡市で2名発生して以来、緊張を高めておりますコロナウイルスに対する対応でございますけども、非常に中身が流動的であり、政府関係、報道機関等の情報を注視している状況でございます。

先週木曜日、夕刻に安倍首相が唐突に、全国の小中学校の臨時休校の要請記者会見を行い、糟屋地区市町長協議会で協議を行い、当町といたしましては、本日3日から小中学校の臨時休校を実施しております。

保育所、幼稚園については、従来どおりですが、小中学校にお子様がいらっしゃる御家庭への影響を考慮し、学童保育所を、長期休業にあわせまして、朝8時から午後5時まで休業期間中の実施を行います。さらに学童保育所の待機児童、今現在学童保育所を希望なさって入れてない待機児童並びに学童保育所預かりを希望される御家庭に対しましては、低学年3学年までを対象といたしまして、小学校3校の教室を利用した学童保育を本日から、午前8時から午後5時まで実施するようにしております。

本日の開始であり、準備期間もありませんでしたので、多少の混乱は御理解いただき、速やかに対応できるよう臨機応変に実施してまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

特に、幼稚園、保育所、小学校、中学校の卒園式、卒業式につきましては、式の時間を30分

以内に抑えること、在校生の出席はなしで、送辞を読む児童会役員、生徒会役員、1名の出席にとどめること。出席する外部の者は町長部局1名、教育委員会部局1名、PTA会長1名のみといたします。あわせて来賓の出席は御遠慮願うよう、教育委員会から文書でお知らせしております。あわせて参列される保護者につきましては、マスクを必ず着用していただくこと、入室の際に、手のアルコール消毒を行うことをお願いするようしております。

なお、入園式、入学式につきましては、状況を判断した上で、別途対応していきたいと考えております。

あわせて、関係各課を通しまして、行政区、老人クラブ等、シニアクラブですけれども、各種団体に対しまして、とりあえず3月いっぱいを目安にイベント、会合等を自粛していただくよう要請したところでございます。

コロナウイルスを封じ込めるため、全ての公共施設の使用停止を行い、不特定多数が集まる状況が発生しないよう指導を行っております。

今後コロナウイルスが終焉するまで、緊張感を持って対応させていただきますので、議員各位の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、町長報告に入らせていただきます。

令和2年度一般会計予算について

まず、初めに、令和2年度一般会計当初予算についてでございますが、総額が9億3,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと4億1,000万円の増額、伸び率はプラス4.6%で過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は2.7%の増、法人町民税は前年度と同額、固定資産税につきましては2.6%の増となっております。町税全体といたしまして2.2%の増、6,300万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和2年度の地方財政計画において、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和元年度比2.5%増の見込みと計上されております。

町税が増加傾向にあり、交付額のマイナス要素はありますが、今回、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担額が基準財政需要額に参入されますことから、本町への交付額は1億8,700万円ほどと見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては21.1%の増、1億1,200万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を9.9%減額し3億円を計上しております。

その他、緊急防災・減災事業、小中学校ICT環境整備事業、第三小学校校舎改修事業、小中学校トイレ改修事業、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業などの財源として、合計で5億

5,600万円を計上しております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしまして、財政調整基金からの繰入金5億7,000万円に対応しております。

次に歳出予算でございます。

まず、義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、令和元年度の退職者が4名、採用職員は7名となりまして、全職員数は152名、再任用職員1名を合わせますと153名になります。

一般会計におきまして、平均年齢が40歳、平均給料月額が6,420円上昇しております。

補助費等につきましては、須恵町外ニケ町清掃施設組合負担金が1,733万5,000円の増、粕屋南部消防本部負担金が1,079万円の増、保育実施負担金が3,926万円の増などにより10.5%の増となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費が2,800万円の増、児童手当が3,180万円の増などにより2.8%の増となっております。

物件費は地域包括センター業務委託料、ため池耐震診断業務委託料、ICT環境整備備品購入、都市計画基本図修正及び航空写真撮影業務委託料など新規事業がありますが、会計年度任用職員制度の施行により賃金が人件費へ移動していますので、物件費全体で654万9,000円、0.3%の減となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業のいわゆる普通建設事業費でございますが、保育所等整備事業補助金に2億4,614万2,000円、小中学校トイレ整備に2億660万円、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修に8,832万4,000円など、国庫補助を活用しまして小中学校の環境整備を図ります。また、災害時の避難所となります文化会館1階ホワイエ横トイレ改修に4,700万円、国の社会資本整備総合交付金を活用して新原・旅石線道路改良に2,100万円を計上しまして、安心安全のまちづくり、生活環境の維持、向上を図ってまいります。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて14億5,173万5,000円を計上いたしております。

以上、令和2年度の一般会計当初予算の報告でございますが、地方財政を取り巻く環境はますます厳しさを増す状況が続く中で、事業費につきましては「不要」「不急」の予算は削減しまして、必要とされる施策や事業につきまして、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、なお一層気持ちを引き締めて、健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、どうか皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算についてでございます。

予算総額は30億7,300万円、前年度と比較いたしまして率で1.8%、金額で5,500円の減額となっております。

平成30年度からの制度改革により、県が国民健康保険の財政運営の主体となり2年を迎えたところですが、1人当たりの医療費の増加により県へ納める納付金が増額となっております。

令和2年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、高齢化による後期高齢者医療制度への移行、また景気回復や雇用拡大による社会保険への加入などによりまして、この1年間で約280人減少し、5,800人ほどとなる見込みで予算編成を形状いたしております。

具体的には、歳出におきまして、保険給付費を対前年度比9,200万円減額し、21億7,300万円、県内の保険料収納必要額を市町村ごとに調整した、国民健康保険事業費納付金は4,000万円を増額し8億3,000万円計上いたしております。

歳入におきましては、国民健康保険税は、県が市町村ごとに示しました本来の税率や県への納付金を参考に検討を重ねた結果、税率改定は行わず対前年度比400万円の減額となり、保険給付に必要な費用などを、県が市町村に支払う保険給付費等交付金に22億円を予算計上しております。

本年度も国から多額な公費が投入されてはおりますが、伸び続ける1人当たりの医療費により、一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで対前年度比2,000万円の増額となっております。

今後も、人生100年時代を迎え、疾病予防、健康づくりの役割が増加していくことを踏まえ、保健事業を強化し医療費適正化の推進により、より一層収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度水道事業会計予算について

次に、水道会計予算でございます。

収益的収支予算の収入額は6億3,519万8,000円で、前年度比2.5%の減、金額にして1,646万9,000円の減でございます。これは、給水収益及び水道申込加入金の減によるものでございます。

支出額は6億321万4,000円で、対前年度比1.1%の増、金額にして648万3,000円の増でございます。

これは、原水及び浄水費において会計年度任用職員制度の導入による負担金の増及び浄水場の電気計装設備の保守委託料を計上したこと、総係費において、水道事業の将来像を示した基本計

画である水道ビジョン策定業務委託料並びに水道事業経営の効率化、経営基盤の強化を行うために、経営の基本計画である水道事業経営戦略策定業務の委託料を計上したことによる増でございます。

令和2年度の収支は2,163万1,000円の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算の収入額は2,100万円で、前年度比41.7%の減、これは工事負担金の減によるものでございます。

支出額は1億7,304万3,000円、対前年度比15.6%の減、建設改良費の減によるものでございます。

不足する額1億5,204万3,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう、下水道工事に伴う工事を柱としながら、施設改良等を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

町立認定子ども園等の民営化及び南幼稚園改築について

次に、認定子ども園等の民営化及び南幼稚園改築についてでございます。

昨年の6月議会において報告いたしました町立認定子ども園等の民営化につきましては、検討委員会を設置し、町立園のあり方についてさまざまな角度から検討すると申し上げておりました。そのことについて進捗状況を御報告申し上げます。

6月議会後、早速、民営化検討委員会を設置し、委員15名を選出、町議会、区長会、教育委員会、保護者代表そして私立園長をメンバーとし、町立園の民営化について審議しております。

委員の方々からは建設的な意見をいただき、民営化に向かって進めるため計画書を策定、民営化移行へ向けたスケジュールを提示し、4回にわたる会議を実施し、2月7日の最終検討委員会で民営化計画書の内容について了承いただいたところでございます。

民営化計画書につきましては、これまでの一元化審議会における2回の建議による民営化への移行促進、保育ニーズ多様化に対応する、そして町の財政状況を勘案した中で、民営化移行の計画書を作成しました。その中で、町が推進しております須恵町の就学前の子どもは、みんなが保育、教育のスキルを持ち合わせた上で、小学校へつなぐという教育理念を受け継ぐことができる法人を選考することを確認しております。

また、民営化する施設につきましては、アザレア幼児園、れいんぼ一幼児園の2園を同時に民営化する意向を提案しております。

町としての民営化の目的は、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めることが行政の責務であります。つまり、より少ない経費で同じまたはそれ以上のサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであると考えています。

また、これまでは一定の保育サービスを提供すれば足りていた時代から、これからは、保護者

の就労形態の変化、病児保育や小規模保育などの保育ニーズの多様化、保育所独自にきめ細かく対応するといった柔軟さを保育サービスに求められております。

これらのことに対応していくためには、民間活力を導入することが最善の策であると考え、民営化を進めることといたしました。

この計画を実行するために、令和2年度に優良法人選定業務に入り、令和3年度は移行期間として園との連携を図り、令和4年度から私立による園運営となるよう計画いたしております。町民の皆様、何より就学前児童をお持ちの保護者の皆様の御理解、御協力が必要となると思います。

これから、保護者の皆様、そして職員への説明を行い進めてまいりたいと思っております。

次に、南幼稚園改築計画についてでございます。

南幼稚園は、昭和52年に建設された鉄骨づくり平屋建てで、築42年を経過しており、老朽化が進んでおりまして、未耐震施設でもあります。

この施設を他の2園の民営化にあわせて改築し、民営化後の町の子育ての拠点として存続させようと考えております。今後は南幼稚園がこれまでの町立としての取り組みを継承するとともに、以下2点について専門性を一層向上させた新たな機能を担う施設とします。1つは、保育所単体では難しい、あるいは幼稚園として単体では難しい先駆的なサービスの提供や困難事例への対応など時代のニーズに即した課題を究明することです。2つは、私立保育所を含めた町全体の教育・保育と子育て支援をリードする拠点とすることでございます。

また、この施設を保育ニーズに対応できるようにするため保育所、あるいは認定子ども園として建設計画を考えております。さらに校区コミュニティセンターとしての機能、発達相談事業を含めた形で複合施設として改築できるよう、今現在検討に入りっております。

議員各位におかれましても御理解の上、計画書の推進について御支援賜れば幸いです。

この2件につきましては、全員協議会で詳細な説明を担当課からさせますので、よろしく願いいたします。

自然食普及センター等事業運営の方向性について

次に、自然食普及センター運営についてでございます。

9月議会の一般質問にありました、自然食普及センター事業運営の今後について報告いたします。

事業運営につきましては、10月に自然食普及センター事業運営協議会を設置し、健康づくり町民会議委員の方を中心に、食生活改善推進委員を経験された有識者の方々によって、事業運営の方向性と存続に関する協議をしていただき、御意見をいただきました。

その協議会では、経営としての問題と伝統的な食文化の継承という2つの面から協議がなされ、昭和61年から続いてきたみそづくり文化は継承してほしいが、近々に迫る多額の設備投資はす

るべきではないという御意見をいただいております。

その御意見を受け、今後は機械設備の改修や施設の改善の設備投資は行わず、みそ加工所の製造販売については、令和2年度までの事業とし、令和2年度中に設備の故障等があれば製造を中止いたします。

地域活性化センター（オイコス）内の自然食販売所なちゅらすは、新たな取り組みとして、災害復旧支援に少しでも協力できるように、今後協議を行いながら東峰村等、いろいろな災害地と協議を進めながら、みそを含めた農産物や加工品などの販売を支援していければと考えております。

これまで35年間続いてきた健康づくりのためのみそづくりの伝統は、今後はみそづくり教室など、子どもたちに継承していきたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

第六次須恵町総合計画基本構想の策定について

次に、第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてでございます。

総合計画は、平成23年の地方自治法の改正により、市町村が総合計画を自主的に独自の視点で策定することとなり、本町は須恵町総合計画条例を策定し、総合計画を町の最上位計画と位置づけ、町民、事業者、行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として位置づけております。

第六次須恵町総合計画は、社会情勢の著しい変化へ対応するため、計画期間を4年間といたします。

ただし、今回の計画は、町長任期と連動させることを考慮し、令和2年度から令和4年度までの3年間といたします。

また、形骸化した計画ではなく実効性のある計画とするため、構成を「基本構想」「実施計画」の2層といたします。

長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンを「基本構想」とし、基本構想を実行、実施するための具体的な事業計画を「実施計画」といたします。

なお、実施計画は行政評価制度を導入し、進捗状況の積み上げによる政策管理ができるものといたします。本計画を策定するに当たり、須恵町総合計画審議会へ諮問を行い、2月の25日だけで答申をいただきました。

今回の策定は、計画の取り扱いに係る大幅な改正を伴うものであり、審議会の皆様には、大変な御苦勞をおかけしたと思っております。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

つきましては、須恵町総合計画策定条例の規定により、議案として提案しておりますので、御

審議方よろしくお願いたします。

くらしのコミュニティ政策について

次に、くらしのコミュニティ政策についてでございます。この件につきましては、再三にわたる一般質問等についてお答えした中身を具体化した内容になっております。

平成13年、教育を基盤に据えたまちづくりを理念とし、地域と学校が協働し、地域自治力を生かした教育の推進を目指すべく校区コミュニティ政策がスタートしました。

現在、各校区コミュニティは、地域のきずなづくり事業を皮切りに、地域住民の暮らしに密着した地域課題解決へとその裾野を広げ、さまざまな分野における事業展開を実施いただいております。

これもひとえに、校区コミュニティ推進協議会会長様を初めとする地域の皆様の御理解と御尽力のたまものであり、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

少子高齢化や人口減少における地方の疲弊や、大規模災害の多発などを受け、地域自治の存在が改めてクローズアップされるようになり、国においても地域自治の再構築に向けたさまざまな取り組みが検討されております。

本町におきましても校区コミュニティ活動を幅広く支援するため、令和2年度より新しく「くらしのコミュニティ政策」を実施、検討いたします。

具体的には、地域自治の活動拠点であるコミュニティ事務局の強化としまして、事務局を週3日制から5日制に拡大し、地域の皆様がより活動しやすい拠点づくりを目指します。

また、この事業につきましては、第三小学校区をモデル地区と位置づけ、コミュニティ組織内に新たな「くらし部門」を設置。地域環境整備や防災対策など、暮らしに直結した課題解決がスピーディーに展開されるよう体制を整えてまいります。

新たな事業への挑戦であることから、行政各課も体制を整え、地域の皆様が行う地域自治事業への積極的支援を行います。

さらに、第三小学校区事務局が配置されているふれあいコミュニティセンターの利用形態を検証し、地域団体の会議施設や団体活動の活動拠点として、地域の皆様が利用しやすいニーズに沿ったセンター運営を目指します。

モデル事業は、3年間で社会実験期間とし、成果を検証した後、他の校区への波及も検討するものでございます。

町行政は、各校区コミュニティをまちづくりの核と位置づけており、令和2年度で20周年を迎えるこの校区コミュニティ組織とより強固なパートナーシップを構築し、先行き不透明なこの時代において、住みたい、住んでよかったと感じてもらえるまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと考えております。よろしくお願

たします。

須恵町ふれあい公園（仮称）整備工事について

最後に、須恵町ふれあい公園、仮称でございますが、整備工事についてでございます。

新原地区の塵芥処理場跡地の公園化整備に向けて、平成25年から測量設計及び関係機関との協議等を行い、事業を進めてまいりました。今年度は昨年度から実施している盛り土を行い造成工事が終了したところでございます。

計画当初は、グラウンドゴルフを初めとする多目的広場とソフトボール等ができるグラウンドの整備を予定しておりましたが、事業を進めていく中で、隣接する高速道路にボール等が入る危険性が高く懸念されるようになり、あわせてソフトボール場の最大設計規模が小学校程度の企画であり、当初計画の壮年ソフトでは利用できないということが判明し、公園の利用用途の見直しを行うことといたしております。

つきましては、当初予算で再度設計予算を計上させていただき、利用用途が決定次第、議会、地元にお諮りし、整備工事予算を補正で計上させていただきたいと考えております。

町民の皆様にとって、安心して利用できる憩いの場を整備していきたいと思っておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

この件につきましては、全員協議会の中でも協議していただくことになると思いますけども、今申し上げた以外に、構造上50センチ程度の掘削しかできない、基礎を入れるのが50センチしかできない、それに対して10メートル以上のフェンスを張るとということが危険性を伴う。

要は高速道路にボールが飛び込むだけではなく、つくった施設自体が台風災害等に耐え得る機能がないんじゃないかということで、新たに今回設計で見直しをやるということです。もし、それでやれるのであれば、つくりますけども、つくったからといって、壮年ソフトで利用できるかということ、これはもう規格上無理だということが判明しておりますので、そのあたりは皆さん、コンセンサスを図りながら、町民の皆様がどうしてもソフトボール場だとおっしゃるときは、それでも構いませんけども、新たな使用用途を考えたほうがいいんじゃないかということで、議会のほうにもお諮りしながら、町民の皆様が喜ばれる形にしていきたいと思っておりますので、議会のほうでの検討をよろしくお願いいたします。

以上、8件、ちょっと長くなりましたけども、以上報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、議案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する、質問に入ります。質問はありませんか。11番、田ノ上議員。

○議員（11番 田ノ上 真） 町長、長い諸報告御苦労さまでした。

初めて聞くような話ではないことがほとんどだったので、その件については異議はございませんが、冒頭に話をされましたコロナの件ですね、これも私、学校関係さまざまやっぱり、厚労省も出たとか、そういったものを見る機会がございましたので、これもほとんど心配なく対応されてあるものかと、最初の段階で、若干の混乱は、それは今までないことですから、これはあるものと思っております。

学校関係からちょっと離れてコロナ関連お伺いしたいんですが、民間で検査をできるようにすると、保険適用という話が出ておりますが、これもし保険適用で民間で検査ができるように進んだ場合、須恵町でそれができる医療機関というのはあるものかどうか、そういったところは今の段階でわかるものでしょうか。

あと何点かまとめて申し上げさせていただきますが、これは重々感染予防には努めておられることと思いますが、万一、須恵町役場の職員で感染者が出た場合、そういった場合はどういった対応になるものかというものを懸念しております。そういったことの想定も伺えればと思っております。

最後に、これもコロナの影響で、確定申告が一月延びたということで、税額の確定が延びたことによりまして、国からおりてくる交付金等も、これまたおくれるんじゃないかならうかと思っております。こういった場合の影響とか、またあるのかと思っておりますので、その点もお伺いしたいと思っております。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 町長。

○町長（平松 秀一） まず1点目の検査機関ですけども、全くわかりません。この点については、国自体後手後手踏んでおりまして、まだ県の医師会も動いてない状況でございますから、これはそういった方向になった場合については、真っ先に議会、町民の方々にお知らせしたいと思っております。

職員の対応については、要するにコロナが発生した段階で、ストックしておりますマスクの配布、それとアルコール消毒で感染を防止すると、あすからは朝、出勤前に体温を図りなさいと、37.5度以上あった場合については、課長に申し出て熱が引くまで出てくるなということにしております。その時点でしかるべき、今現在医療機関に行くのではなくて、保健所の窓口を通してということになっておりますから、そこに相談やって、検診を受けさせるということになると思います。

もし、その段階で発生した場合については、我々役場が対応するというよりも、保健所関係のほうが動いて、どういった感染した人に対して経路とか調べると思いますから、その段階でそれに対して臨機応変にどういった形で対応するのかというのは、その場、その場で検討していかな

いと、これ問答集をつくっても仕方のないことで、起きた場合にどうするかということ、それもパターンが違いますので、その点については、総務課梅野理事あるいは副町長と話して、臨機応変に対応させていくということで考えております。

確定申告については、一昨日税務課長のほうとも相談したわけですが、4月16日まで延びると、このことで一番問題なのは、課税の時期がずれるということです。要するに4月から動くわけですから、課税というのは4月にやらざるを得ない、その点での情報がないと、これについても総務省、あるいは関係機関のほうから何ら指示があっているわけじゃございませんので、これについてもやり方というのはいろいろ方法はありますけど、まずは国の動きを見ないことには、どうやって対応するのか。

須恵町だけ対応やっていいよということであれば、頭の中にありますけども、それをここで言うと、よそのまちにも影響しますので、当面黙って待っているという状況でございます。しかしながら、課税をおくらすわけにはいきませんので、そのあたりについてはきちんとやっていくと。

補助金等の問題については、これは国が考えることであって、当面町費を持ち出す必要があれば持ち出しますし、これについても、今現在国自体がごらんのとおり、政府自体が右往左往している状況でございますので、なかなか令和2年度の各町に対する補助金がどうのこうのというまでは踏み込んでないと思いますので、これは注視しながら、議会の方々には報告してまいりますので、以上、我々のほうに入っている情報というのはその程度でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） よろしいですか。ほかには。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今のコロナウイルスの件で質問させていただきます。

長期休み等のときに、オイコスのほうで前やってた子どもたちの預かりがあると思うんですけども、その件で、待機児童等も含めて希望をとって今回学童のほうで預かるということだったんですけども、そういう子どもたちもその中に入ると思うんですけど、どのような形で、その希望者を募られたんだろうかという方法。

それともう一点です。延長で6時まで受け入れていた学童があると思うんですけども、今回は5時までということになっておりますが、その辺の延長の対応は今後検討されるのかということと。

それから、学童のほうがふえるということで、国のほうでは空き教室を活用したり、学校の先生たちを、その対応に当たるようにという指導をされていると思うんですけども、学童のほうも指導員が不足しているということもありますけど、その辺の検討もされているのかということ。

それからもう一点です。保育園、幼稚園のほうはそのまま実施をすると、休みがなく実施するということがございますけども、コロナウイルスに対する対応等、保育園、幼稚園、この辺を

お聞かせください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 学童保育所の対応につきましては、今現在の学童保育所の機能は今までどおりです。要するに、そこで新たに預かってもらうのではなくて、今現在加入なさっている方々については、今現在の組織でやってくださいと、それを長期休業中のやり方として8時から5時まで、長い人は6時まで預かったり、臨機応変にやっていくわけですが、これは何も変わりません。

各小学校の学童保育所で待機になった方々がいらっしゃる。あわせて今回新たに希望なさる方については学校の教室を使って、須恵町というのは、須恵町のやり方としては、当然学校が支援に入るのは当たり前ですが、この学童保育所というのは、もともと児童福祉法の制度でございまして、学校がかかわるべきものではないんです。

しかしながら、今回の場合は緊急ですから、学校にも対応させますけども、要するに学童保育所といっても、今回の場合は見守りしかないわけです。専門家をそれだけ集める余裕もないということで、須恵町の今現在各施設、図書館とか、美術館、資料館等、庁舎内で勤務に当たっている施設関係の職員がいるわけです。この職員をピックアップして、それを参考に配置するようにしています。空き教室でやります。そういうことです。

ですから、よそのまちはどういったやり方をするか知りませんが、須恵町の場合は全く別立てで、これは行政組織としてやるべきことをやるんだということで、待機児童さん、何度も言いますが、学童保育所の待機児童さんは優先的、そして希望なさる方についてもやると。実際きょうから動いていますけども、それぞれ御理解いただいているんだろうと思いますけども、全体で40名ぐらいしかいらっしゃいません。

ですから、各学校で多くて2クラスずつぐらい、あんまり集団で集めると始まりますので、集団感染が発生しますので、新たな業務で対応させますので、職員についてはそういった職員を代替で充てながら、シフト勤務交代で、なるべくストレスがたまらないように。

ただし、お子さんの情報というのは、学校が持っているわけですから、そのお子さんの情報については、その担任の先生たちがきちんと報告をやって、どういった形でやりましょうということです。

ですから、通常の学童保育所の考え方とちょっと違いますので、あくまでも見守りで預かりをやるんだと、その間に学校から提出された宿題をやっている、あるいは遊んでいると、その見守りをやるということです。

保育所、幼稚園のコロナウイルスに対する対応ですけども、これ御存じのとおり、幾らテレビ見ても国も言わない、特に福岡県、県知事1回もテレビに出ないです。新聞でもやってない。む

ちゃくちゃです。わたし、首長として、非常に福岡県の首長として、小川知事のこの態度には私は憤りを感じています。

こういうときこそ、県知事がリーダーシップとして、教育委員会じゃないと、これは福岡県として対応すべきです。それやってないと、そういう状況の中で、保育所、幼稚園を開けていいて、どういうことかと私も思っています。

今やれることは、担任あるいは先生方にマスクをつけて、手洗いをやって、子どもたちにもそれを言って、きちんと体温をはかって、そういった場合に、発熱した場合には黒だと、そしてきちんとしかるべき機関にこういったことが発生したということの報告やって、その指示に従うというやり方しかない。

ただ、今回安倍首相がおっしゃった中身には一つあって、低学年、要するに小学生ぐらいまでは感染してもほとんど症状が出ない、わからない。それで大人の人が感染すると重症化する可能性はあるんですけども、お子さん方にとっては、とにかく別で隔離やって、その間によくなっていけばというのがあるんだろうと思いますけど、そういったことで、保育所と幼稚園については今までどおりだということだろうと思います。

今回、最初に申し上げたように、政府が唐突に言い出したことであって、本来であれば、私の個人的な考えですけども、小学校、中学校は学校で預かったほうが安全だったと思っています。でもこれは国の制度として言った。それを県の教育委員会が学校に指示をやった。学童保育所を使いなさいということで、先週の金曜日、市町長協議会の中で、それぞれ学校も、まちの特色も違いますから、それぞれの臨機応変の対応をとりましょうということで話になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） オイコスの特待児童の希望者の件は、いいですか。（発言する者あり）それ込みでいいですね。よろしいですか。

ほかに。——これにて質問を終結いたします。

日程第4．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容だけを簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず閉会中に、北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。

北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和2年2月13日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、3条例の一部改正について条例を制定するもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案 北筑昇華苑組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されたことに伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別を排除するため、改正するもので、全員賛成で可決しました。

第3号議案 平成31年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,984万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億6,713万7,000円とするもの、また葬祭場施設整備費6,223万8,000円の繰越明許費の追加などで、全員賛成で可決しました。

第4号議案 令和2年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,453万2,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ3,275万6,000円の減となっており、全員賛成で可決しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。

去る2月17日、令和2年第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので御参照ください。

まず、組合長の諸報告でございますが、し尿処理施設酒水園につきまして、平成30年11月から令和元年10月までの1年間に1万1,952.1キロリットルのし尿を処理していますが、前年度同期と比較すると424.2キロリットル、約3.43%減量しており、管理経費を削減しながら順調に処理業務が行われているとのこととあります。

次に、クリーンパークわかすぎの運営管理につきましては、RDF施設では、平成30年11月から令和元年10月までの1年間に、4万2,471.42トンの可燃ごみを処理し、約2万5,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出、また、リサイクルプラザにおき

ましては、同期間に2,917.25トンの不燃資源ごみを処理しており、アルミ缶、スチール缶合わせて約161トン、ペットボトル約182トン、破砕鉄、そのほか金属類約527トンを資源有価物として売却し、約3,347万円の売却益が出ているとの報告です。

大牟田リサイクル発電所関係につきましては、令和元年12月24日に第1回運営協議会が開催され、2020年度事業計画案が加入組合全員賛成により決定され、2020年度のRDF処理委託料単価は、2019年度のトン当たり4,800円から5,900円となり、1,100円の増額となったとの報告がありました。

また、施設につきましては、稼働延長の期限が残り8年となってきました。次期施設を整備するに当たり、跡地利用のことなどを地元地区の代表者と協議を進めていく段階に入っており、現在、令和10年4月に次期施設の供用開始に向け諸準備を行っているとのことです。

続きまして、議案ですが、議案第1号 令和元年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）について、主なものとして、歳入は、構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっております。須恵町負担金につきましては840万1,000円の減額となっており、内訳としまして、ごみ処理分の減で、し尿処理分の増減はありません。

歳出につきましては、決算見込みによる一般管理費の2節 給料の嘱託職員給料の減、13節 委託料の一般廃棄物処理施設基本構想等策定業務委託が、年度をまたいで策定する必要があり繰越明許費となっております。

衛生費、ごみ処理施設関係で、需用費の燃料費、光熱水費、薬品費の決算見込みによる減額補正。13節 委託料はRDF搬出数量の増に伴う増額補正。リサイクル施設関係では、二次破砕機用部品の増額と決算見込みによる光熱水費の減額が主なもので、全員賛成で可決しております。

議案第2号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度導入に伴う制定及び改正で、全員賛成で可決しております。

議案第4号 令和2年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ16億6,559万1,000円で、前年度比6,779万3,000円の増、4.24%の増額となっております。須恵町の分担金として3億4,587万1,000円となっており、前年度比1,734万2,000円の増、5.28%の増額となっております。全員賛成で可決しております。

なお、詳細は、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。

令和2年2月26日水曜日に行われました、令和2年第1回粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

定例会議事に入る前に功労者表彰が行われ、前監査委員の川上正俊氏が表彰を受けられましたことを御報告いたします。

日程第4、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、関係条例の整備について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第5、議案第2号 粕屋南部消防組合職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項の制定を行うため、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、議案第3号 粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和元年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたため、本消防組合職員の給料月額及び諸手当等の改正について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、議案第4号 令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,706万9,000円とするもので、年度末における決算見込みによる減額となり、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第5号 令和元年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,006万9,000円とするもので、年度末の決算見込みによる増額となっており、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第6号 令和2年度粕屋南部消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,199万2,000円と定めるもので、前年度と比べ1億4,958万1,000円の増となっています。全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第7号 令和2年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算の総額は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,533万4,000円と定めるもので、前年度に比べ118万3,000円の増となっています。全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和元年火災、救助、救急状況は、火災7件、前年比3件増、救助3件、前年比4件減、救急1,364件、前年比134件増となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和2年2月27日に第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い関係条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るため給与及び費用弁償等を定めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号 財産組合長の給与旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、組合長報酬月額を組合事務職員の給与水準に引き上げるため改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号 令和2年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,166万3,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ513万5,000円の減となっています。

事業費において、森林施業面積の拡大、作業道の維持、開設延長の増工により増額となっていますが、財政調整基金への積立金の縮小が減額の主な要因となっています。全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、タブレット内に資料を添付いたしておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか——質疑なしと

認めます。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入りますが、議会運営委員長の報告にもありましたように、議案第29号から議案第34号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案書は議案第12号になります。

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議についてでございます。

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について別紙のとおり提出する。

提案理由、粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約を制定すること及び令和2年4月1日から粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により関係町と協議をしたいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これまでのぼた山推進協議会の組織を見直し、町長の私的諮問機関としての協議会、それから財産管理を行う共同管理執行協議会に区分するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方自治法第108条第1項の規定に基づき、町長の専決処分事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は議会の権限に属する事項で、軽易な事項について議会が特に指定したものは、町長において専決処分ができるよう制定するものです。

内容は第1号から第5号に示します一定金額以下の損害賠償額の決定及びそれに関連する予算の補正等でございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第14号 物品売買契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案第14号 物品売買契約の変更についてでございます。

物品の売買契約締結について、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により本議会の議決を求めるものです。

物品名、災害用トイレレーラー、条件を変更前、工期、契約の効力が生じた日より令和2年3月25日までを、変更後、納期、契約の効力が生じた日より令和2年5月25日までとするものです。そのほか契約内容については変更はありません。

本件トイレレーラーは、アメリカ合衆国で受注生産により製造され、町の希望する図柄のラッピングをし、納品まで約4カ月程度かかります。2月28日変更仮契約を締結いたしました。本議会で議決をいただければ、議決日をもって契約の効力が生じ、変更契約の本契約となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 物品売買契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第15号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） 議案第15号 町道路線の認定について、議案書は1ページをお願いします。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので本議会の議決を求めるものです。

提案理由につきましては、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回の路線の認定は3路線でございます。

次の2ページをお願いします。

図面番号①路線番号、その他の町道695号、路線名高宮3号線、起点、上須恵字高宮858番10地先から、終点上須恵字高宮858番8地先まで、延長26.4メートル、最大幅員7.7メートル、最小幅員6.0メートル。

認定の理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。ほか2路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

今回の新規認定3路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲地、造成工事において公衆用

道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。

路線図を3ページから5ページに添付をいたしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号 町道路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第七号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,011万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を92億8,462万8,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の追加、変更は第2表地方債補正とし、第3条で債務負担行為の変更は第3表債務負担行為補正によるとしております。また、第4条で繰越明許費の追加は第4表繰越明許費によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず歳入からです。

年度末の補正でございますので、国、県、補助金、町債など、決定額あるいはそれに近い形で増減補正を全体的に計上しております。2款から20款までの主なものを申し上げます。

6款1項 地方消費税交付金は福岡県からの交付決定通知により5,000万円の減額補正。

9款1項 地方交付税は普通交付税決定額にあわせまして、1億3,631万1,000円を増額補正しております。

11款 分担金及び負担金196万4,000円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金308万円の減額。中学校ランチサービス負担金の183万6,000円の増額補正によるものです。

12款1項 使用料332万円の減額は主に葬祭場使用料の減額です。これは事務の簡素化に伴い、使用料を葬祭場で徴収するようになったためでございます。2項 手数料310万円の減額は主に塵芥処理手数料の減額です。

13款1項 国庫負担金は未熟児養育医療費国庫負担金の減額、施設型給付費等国庫負担金の減額、障害児施設措置費の増額などにより228万2,000円の増額補正をしております。

2項 国庫補助金は公立学校情報ネットワーク環境施設整備補助金、町内の小中学校の無線LAN環境整備の増額などにより5,616万1,000円の増額補正を行っております。

14款1項 県負担金は、未熟児養育医療費県負担金の減額、施設型給付費等県負担金の減額などで772万8,000円の減額補正をしております。2項 県補助金は、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等医療費補助金を変更申請額及び前年度分決定額などで1,060万7,000円減額補正しております。

15款2項 財産売払収入は、不動産売払収入180万5,000円の増額。

17款1項 繰入金の財政調整基金繰入金は、決算見込みの結果、基金の取り崩しは2,000万円程度となり、4億100万円の減額補正をしております。

18款1項 繰越金は1億5,456万2,000円を全額補正しております。

19款3項 雑入は新市町村振興宝くじ交付金、交付決定通知により481万3,000円増額補正しております。

20款1項 町債は契約額決定に伴い4,988万7,000円減額補正しております。

続いて、4ページ、歳出です。

2款1項 総務管理費2,149万9,000円の減額補正は嘱託職員退職慰労金の増額、包括業務委託料の減額、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費などの入札執行残による減額、不動産売払収入等を財政調整基金に積み立てるための増額補正などが主なものです。4項 選挙費710万円の減額補正は、県知事・県議一般選挙、町議会議員選挙費、参議院議員通常選挙費の執行残を減額補正しております。

3款1項 社会福祉費6,803万6,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金、福岡県介護保険広域連合本部負担金の減額補正が主なものでございます。2項 児童福祉費6,755万8,000円の減額は、アザレア、れいんぼ一幼児園費、わかすぎの杜、須恵めぐみ

保育園等の保育実施委託料の減額補正、未熟児養育医療給付費を決算見込みにより減額補正をしております。

4款1項 保健衛生費1,611万6,000円の減額は事務簡素化に伴い火葬委託料を減額、保健センター事務室改修業務委託料を、執行残を減額補正しております。2項 清掃費890万円の減額は、ごみ袋制作費の入札執行残を減額補正しております。

6款1項 農業費272万7,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額補正です。

8款2項 道路橋梁費107万2,000円の減額は道路維持管理事業、道路新設改良事業に伴う用地取得費の執行残による減額補正です。5項 下水道費1,580万1,000円の減額は公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正でございます。

9款1項 消防費1,661万5,000円の減額は、粕屋南部消防組合負担金の減額、防災無線、行政無線、整備工事請負費、災害用トイレレーラー購入費の執行残を減額補正しております。

10款1項 教育総務費7,776万7,000円の増額は、各小中学校の無線LAN環境及びタブレット電源キャビネットの整備事業、情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負費の増額補正です。2項 小学校費641万円の減額は須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費の入札執行残の減額補正、3項 中学校費252万円の増額は中学校ランチサービス業務委託の増額補正、4項 幼稚園費727万3,000円の減額は子育てのための施設等利用給付費の減額補正、幼稚園教諭、パート教諭の臨時雇賃金の減額補正が主なものです。5項 社会教育費388万2,000円の減額は図書館システム更新業務委託料、6項 保健体育費295万8,000円の減額は運動公園内緑地管理業務委託料をそれぞれ入札の執行残を減額補正しております。

12款1項 公債費313万7,000円の増額は、償還予定額による補正です。

6ページをお願いします。

第2表 地方債の補正の追加が1件です。これは教育総務費の小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業に伴うもので、国庫補助以外の需用費の起債充当率は100%です。2地方債の変更は7件です。これは主に入札等により工事請負費額が決定し、起債充当率により限度額を変更減額にしたものです。

7ページ、第3表債務負担行為の補正の変更です。これは包括業務委託、民間委託の対象者増による限度額の変更です。限度額を6億4,156万3,000円とし、4,061万2,000円増額するものです。

8ページをお願いします。

第4表 繰越明許費補正の追加が2件です。災害用トイレトレーラー購入費1,700万円、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業8,978万2,000円を繰り越すものです。以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第16号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第10. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いします。

議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,839万7,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

まず歳入です。1款1項 国民健康保険税850万円の減額は決算見込みによるものです。

4款1項 県補助金395万2,000円の増額は、退職分療養費と高額療養費の増による普通交付金の増額と特別調整交付金の交付決定通知による県繰入金金の減額による補正でございます。

5款1項 他会計繰入金760万6,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支

援事業繰入金の国への報告額、県からの通知額による増額とその他一般会計繰入金の減額によるものです。

6款1項 繰越金506万4,000円は前年度の繰越金です。

7款3項 雑入433万5,000円の増額は、前年度の退職被保険者等国民健康保険医療費納付金の返還金でございます。

次の3ページです。歳出。

1款総務費5万5,000万円の減額は需用費、委託料等の決算見込みによるものです。

6款保険事業費100万円の減額は委託料の執行残による補正でございます。

以上です。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第11. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,000万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項 後期高齢者医療保険料467万円の減額は、令和2年1月末の調定額及び収納率に

より算定しました決算見込みによる補正でございます。

3款1項 他会計繰入金188万4,000円の減額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正でございます。

4款1項 繰越金1,624万5,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,540万7,000円を含めたところの補正でございます。

5款2項 償還金及び還付加算金10万2,000円の増額は決算見込みによる補正でございます。

次に歳出です。3ページをお願いいたします。

2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金1,020万1,000円の増額は、歳入予算の保険料前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

3款1項 償還金及び還付金11万3,000円の減額は決算見込みによるものです。

4款 予備費は全額減額しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第12. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第19号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ507万円を減額し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ1億1,466万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表地方債補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。主なものは1款1項 負担金、補正額3,220万円は決算見込みにより受益者負担金を増額しております。

2款1項 使用料、補正額マイナス150万円も決算見込みにより減額しております。

5款1項 他会計繰入金、補正額マイナス1,580万1,000円は一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

6款1項 繰越金、補正額610万9,000円は前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

7款 諸収入 2項 還付消費税、補正額348万1,000円は、前年度の還付消費税が確定しましたので増額するものでございます。

8款1項 町債、補正額マイナス2,960万円は下水道事業債で、これは町工事量の減及び公営企業会計移行に伴う委託料の減による減額でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項 総務管理費、補正額1,886万9,000円は委託料、負担金、補助及び交付金の執行残で1,337万9,000円を減額、賦課徴収費は受益者負担金前納報奨金155万円の増額、下水道施設整備基金積立金3,069万8,000円の計上分を差し引きした補正でございます。

2款1項 下水道事業費、補正額マイナス2,119万9,000円は委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金の不用額の減額、補償、補填及び賠償金の増額を差し引きした補正でございます。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,670万円を2,500万円に変更、これは令和元年度流域下水道建設費の確定による減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億50万円を1億7,950万円に変更、これは町工事量の減による減額補正でございます。公営企業会計適用債、限度額1,050万円を360万円に変更、これは委託費の確定による減額補正でございます。起債の方法、利率、償還

の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第20号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） 議案書の1ページをお願いします。

議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ332万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,568万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項 分担金、補正額13万9,000円は決算見込みより受益者分担金を増額補正しております。

2款1項 使用料、補正額マイナス163万1,000円は決算見込みにより減額しております。

4款1項 他会計繰入金、補正額マイナス277万7,000円は一般会計繰入金の収支調整

による減額でございます。

5款1項 繰越金、補正額334万9,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

7款1項 町債、補正額マイナス240万円は下水道事業債で、公営企業会計移行に伴う委託料の減による減額でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

主なものは、1款1項 総務管理費、補正額マイナス202万2,000円は委託料の執行残でございます。

2款1項 農業集落排水事業費、補正額マイナス129万8,000円は委託料の執行残でございます。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、下水道事業債、公営企業会計適用債、限度額400万円を160万円に変更。これは委託費の確定による減額補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和元年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款第1項 営業収益、補正額マイナス1,400万円は給水収益及び手数料の決算見込みによる減額でございます。

支出、第1款第1項 営業費用、補正額マイナス2,299万5,000円、主なものは原浄費の受水費、排水及び給水費の委託料、総係費の委託料等の決算見込みによる減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款第1項 負担金、補正額20万円は水道管移設補償費に伴う工事負担金の増額でございます。

支出、第1款第1項 改良費、補正額マイナス3,400万円は排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額でございます。

第3条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億3,476万円は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、休憩といたします。再開を午後1時といたします。休憩に入ります。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、安河内教育長より公務出張による欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

先ほどの町長諸報告の質疑の中で、待機児童の件で、町長より訂正を伺っております。町長よ

り修正の答弁をお願いします。

○町長（平松 秀一） 町長諸報告の中で、学童保育所、新しく別途開設する分についても含めてですけども、8時から5時までと言いましたが、8時から6時までを目標とするということで変更いたします。

○議長（松山 力弥） よろしいでしょうか。はい。

日程第15. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案書、議案第22号になります。

議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてでございます。

第六次須恵町総合計画基本構想の策定について別紙のとおり提出する。

提案理由、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により別冊のとおり、第六次須恵町総合計画基本構想を策定したので、今議会の議決を求めるものでございます。

それでは、22ページをお願いいたします。

総合計画審議会委員が定めた基本構想のまちづくりの基本理念を須恵町民憲章といたします。

次のページ、23ページをお願いいたします。

まちが目指す将来像を水と緑と光のまち須恵といたします。

次のページ、24ページ。

人口推計を2040年、2万8,000維持といたします。

少し飛びまして、27ページをお願いいたします。

まちづくりに必要な40項目の政策を、11項目に分類した大綱について承認を得るものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第22号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、特別職の職員で非常勤のもの職の位置づけの見直しを行うに当たり、附属機関を設置するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

第1条で条例の趣旨を、第2条で執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置くとしております。第3条で組織及び運営についての必要な事項の委任事項を示しております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2 ページは改め文。3 ページは改正する宣誓書です。

4 ページをお願いします。新旧対照表で説明します。

第2条第2項で、職員のサービスの宣誓について、会計年度任用職員を追加し、同3項で、緊急時
の際には、宣誓前においてサービスを行わせることができるとしております。

2 ページに戻ってもらって、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしておりま
す。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり
ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第24号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓
に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてござい
ます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から
施行されることに伴い、会計年度任用職員の育児休業に関する必要事項を定めるため、当該条例
の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページから5 ページまで改め文、6 ページをお願いします。新旧対照表で説明します。

第2条第3項で、法改正前、育児休業の承認を受けられる職員として、条例で定めのない臨時
職員は除かれていましたが、非常勤職員全体を対象範囲に含めた上で、対象とならない範囲を指
定しております。

7 ページで、第2条の3で、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を定めております。

8 ページで、第2条の4で、2歳に達する日までの育児休業を取得する場合を定めております。

9 ページで、第3条で、1歳以上は育児休業取得対象外ですが、特例となる事情がある場合を

定めております。第7条で育児休業している職員の期末手当の支給、第8条で育児休業した職員の職務復帰後の号級の調整について、対象となる職員に会計年度任用職員を除くとしております。

10ページで、第17条では部分休業することができない職員について、除かれる職員の中に非常勤職員のケースを追加しております。

第18条では部分休業について、会計年度任用職員についての規定を追加しております。

5ページに戻ってもらって、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 2点お尋ねします。

会計年度のパートタイムの方は育児休業がとれるのか、それと育児休業をとれない人が出てくるのか、またこれは改善されたというふうに捉えていいわけでしょうか。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、今の質問でございますけども、これ委員会に付託しますので、その後の委員長の報告で質疑できますか。それでよろしいですか。付託しますので。

ほかにありませんね。——これで質疑を終結いたします。

よって、議案第25号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職の職員で非常勤のものの職の位置づけに関する見直しを行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページは改め文。3ページ、4ページは改正する別表です。この別表は特別職、非常勤職員を整理し、地方公務員法第3条第3項に示す順番に並べかえたものです。

5ページをお願いします。新旧対照表です。

第2条特別職の職員の報酬について、改正前は年額、日額の支給日を示していたものを、改正後は報酬の支給方法として具体的に内容を示したものです。

2ページに戻ってもらって、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第27号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例でございます。

この条例について別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され令和元年10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

次の2ページは改め文と附則で、3ページは新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、下水道排水設備指定工事店の指定、または更新の申請の際と技術者証及び指定工事店証を交付する際に徴収する手数料の改正でございます。

続いて新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページです。

第35条の改正でございます。条文を改正し、1号、2号を加え、それぞれの手数料を定めるものでございます。

2ページにお戻りください。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上、御審議方お願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 新旧対照表で見ますと、35条で500円だったのが5,000円になっとるんですけど、この根拠は何なんでしょうか。

○議長（松山 力弥） これも委員会か、担当委員会で審査して、委員長報告しまして、そのときに質疑でよろしいでしょうか。ここで質疑、審査は各委員会で、常任委員会ですようになっていますので、その後に質疑お願いします。（発言する者あり）具体的に委員会で説明して、委員会で審査しますので、その後でいいと思いますけども。

○議員（7番 児玉 求） 答えられる分については、本会議で質疑ありますから。

○議長（松山 力弥） 議会中で質疑はしますので、最終本会議までには決着しますので、それでよろしいじゃないですか。各委員会に付託します。

○議員（7番 児玉 求） それよくわかっています。委員会方式というのはわかるんですが、肝心なところで町長もおられるという中において、本会議においてもわかる質疑に対して答えられる分については答えていただきたいと、答えられん部分については委員会でまた質疑いたしますんで、そういうふうには私は思っております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、質問なされた部分が今回の条例改正案の部分であって、その部分を委員会に付託して十分に御協議いただくということです。

だから、その部分をここで質問なさるのはちょっと委員会方式というのを考えると、その部分が委員会に提出している議案の改正案です。それはここで質問にお答えするんじゃなくて、まずは委員会で説明した後、それに対して担当委員会じゃない方々の議員さん方が、委員長報告に対して質問がある場合になさる内容だと思っております。今、お答えすべきではないと思います。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 回答は持っておられるけど、委員会での質疑がしかるべきというふうに言われるわけですね。

○議長（松山 力弥） いいですか。これ審議、小さい細かく審議するのは、委員会に付託するわけでございますけども、あなたがもし質問するのであれば、どうしてこういうのが提案になったのかというぐらいやったら、ここでいいです。いいですか。

どうしてこの条例が、この改正をどういう理由でなったんですかちゅうのは、今答えていいですけど、その小さい詳細については委員会に付託しますので、委員会委員長の報告が可決か、否

決かがありますが、そのときに質疑を賜りますので、そのときに聞いてもらえないでしょうか。
それがうちの議会のルール、常任委員会になっていますので、よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） そこはよくわかりました。しかし本会議の中で質疑が……

○議長（松山 力弥） だから、いいですか。質疑のルールが、その具体的なところまでは、こ
でなくていいです。今、言うように、もう一つの何でこういう条例ができたのかぐらいはここ
でいいです。どうしてするのかとか、だけど細かい具体的は委員会で説明します。

仮に、今ずっと条例していますけども、あんた全部わかります。それ全部ここで質疑しおつ
たら終わらんでしょう。

○議員（7番 児玉 求） この本会議で住民の方の傍聴もあるわけですよ。委員会で今傍聴で
きませんので、本会議で住民の方がわかると、質疑と、そのための質疑があるというふうに
私は。

○議長（松山 力弥） 最終本会議でその質問をお願いしますと言うとるんです。これは今かかっ
とるけども、可決するしないは最終本会議までには決着します。そのときに質疑をしてくだ
さいと。

これ行政関係ありませんから、済いません。これ議会の問題でありますから、これ議会のル
ールでありますので、いいですか。御理解いただけますか。

これにて質疑を終結します。

よって、議案第27号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号 須恵町公共下水道条例の
一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第21. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され、令和元年
10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案する
ものでございます。

次の2ページは改め文と附則で、3ページは新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、指定給水装置工事事業者の申請、または更新する際及び指定事業者証を交付する際に徴収する手数料を定めるものでございます。

続いて新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをお願いします。

第34条の改正でございます。34条に5号、6号、7号を加え、それぞれの手数を定めるものでございます。

2ページにお戻りください。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第28号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22. 議案第29号

日程第23. 議案第30号

日程第24. 議案第31号

日程第25. 議案第32号

日程第26. 議案第33号

日程第27. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第23、議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第24、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第25、議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第26、議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第27、議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第29号について、梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算書を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和2年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ93億7,000万円と定める。前年度と比較しますと4億1,000万円、率にして4.6%の増となっております。第2項 歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表 地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表 債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借り入れ最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で、給料、職員手当等の人権費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。なお、前年度比較につきましては、17ページから19ページの総括、歳入歳出にも示しておりますので、あわせてごらんください。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します、1款 町税は30億450万7,000円、歳入全体の32.1%で対前年度比6,343万2,000円、率で2.2%の増収を見込んでおります。

次に、10款 地方交付税は18億8,700万円、歳入全体の20.1%で対前年度比1億8,100万円、率で10.6%の増となっております。これは町税が増加傾向にありますので、交付額はその影響を受けマイナス要素はありますが、幼児教育・保育の無償化により増額を見込んでおります。

次の8ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金は11億6,298万8,000円、歳入全体の12.4%で、対前年度比2億245万9,000円、率で21.1%の増となっております。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の6割以上を占めることになります。そのほか、対前年度比較で大きく増加しているところを申し上げます。

県が市町村に対し、各市町村の法人従業員数で案分して交付する交付金、6款の法人事業税交

付金が創設され1,500万円計上。

県が自動車環境性能割の収入額に対して市町村に交付する、8款 環境性能割交付金1,300万円を、本年度新たに予算計上しております。

15款 県支出金は9億1,891万9,000円、歳入全体の9.8%で対前年度比2億8,534万5,000円、率で45.0%の増と、伸び率が最も大きくなっています。これは主に須恵めぐみ保育園施設整備に係る県補助金によるものです。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は60.3%、6.4ポイント増加しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出です。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款 民生費は39億6,249万7,000円、歳出全体の42.3%となっております。対前年度比較は4億5,264万5,000円、12.9%の増となります。主に国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、障害者支援費・自立支援給付費等の増額によるものです。また、須恵めぐみ保育園整備事業補助金も大きな要因となっております。

次に、10款 教育費12億8,501万2,000円、歳出全体の13.7%となっております。対前年度比較3億668万9,000円、31.3%の増となります。主に小中学校トイレ整備工事請負費、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修工事請負費の増によるものです。

次に、2款 総務費11億8,874万2,000円、歳出全体の12.7%となっております。対前年度比較は1億4,523万円、率で10.9%の減となります。構成比は大きいのですが減額となっております。これは庁舎非常用電源設備等改修工事請負費、多目的公園造成工事請負費の減によるものです。

次に、4款 衛生費9億2,126万7,000円、歳出全体の9.8%となっております。対前年度比較は4,657万2,000円、5.3%の増となっております。主に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増額によるものです。

また、歳出予算を性質別に見て構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まずは、物件費19億7,537万6,000円、歳出全体の21.1%となっております。包括業務委託料、須恵町都市計画図修正及び航空写真撮影業務委託料、ため池耐震診断業務委託料、ごみ等収集委託料などは増額ですが、会計年度任用職員制度により、一部人件費に移行したことにより、前年度比較654万9,000円、0.3%の減となっております。

次に、扶助費17億2,653万1,000円、歳出全体の18.4%となっております。障害

者支援費・自立支援給付費、自立支援医療給付費、児童手当などの増加で対前年度比較4,734万5,000円、2.8%の増額となっております。

次に、人件費15億2,462万9,000円、歳出全体の16.3%となっております。これは主に、嘱託職員、臨時職員の会計年度任用職員に移行によるものです。

次に、繰出金14億5,173万5,000円、歳出全体の15.5%となっております。国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、公共下水道事業特別会計繰出金などの増で、前年度比較9,104万7,000円、6.7%の増額となっております。

普通建設事業費で1億83万6,000円、11.7%の減です。これは防災行政無線工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費の減によるものですが、町長報告で説明も申し上げましたが、新原地区塵芥処理跡地の公園化整備について、利用用途の見直しにより、工事請負費を当初予算計上しなかったことにもよります。

次に、12ページ、第2表 地方債、臨時財政対策債から文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債まで全部で9本、5億5,600万円の起債を上げております。起債の方法は証書借り入れ、利率は4.0%以内、償還方法は記載のとおりでございます。

13ページ、第3表 債務負担行為で、財政計画策定支援業務委託、期間、令和2年から令和3年まで、限度額を300万円としております。中長期的な財政の見通しのもとに健全な財政運営を行うための計画を策定します。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第30号及び議案第31号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いします。

議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和2年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億7,300万円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるとしています。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項 国民健康保険税5億5,210万円、対前年度との予算額比較で400万円、0.7%の減です。令和2年度平均被保険者見込み数と令和元年中の所得により試算を行っております。

3款1項 国庫補助金169万2,000円は震災による保険税の減免に対する補助金とオンライン資格確認業務関係の補助金でございます。

4款1項 県補助金22億726万2,000円、対前年度比較は3.4%の減で、保険給付費等県交付金で、町が行う保険給付費に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項 他会計繰入金3億743万6,000円、対前年度比較7.9%の増になります。主に、法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分の増額によるものです。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

1款 総務費3,287万9,000円、対前年度比較で2.4%の減です。人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費でございます。

2款 保険給付費21億7,382万円、対前年度比較4.1%の減です。1項 療養費、2項 高額療養費が主なものでございますが、減少傾向の被保険者に対しまして1人当たりの医療費は増加すると見込まれております。

3款 国民健康保険事業費納付金8億3,122万9,000円、対前年度比較5.1%の増です。県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものでございます。

6款1項 保健事業費1,313万円、対前年度比較4.5%の減、2項 特定健康診査等事業費1,820万8,000円、対前年度比較3.0%の減です。いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための事業予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は1ページでございますが、このまま令和2年度特別会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,000万円と定める。前年度と比較しますと4.5%、1,600万円の増額となっております。第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるとしております。

57ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項 後期高齢者医療保険料2億6,420万円、対前年度比較で3.3%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項 他会計繰入金1億574万2,000円、対前年度比較7.7%の増でございます。人件費を含む事務費にかかります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の58ページをお願いします。

歳出です。

1款1項 総務管理費1,395万5,000円、対前年度比較51%の増でございます。これは職員1人分の人件費に加えまして、令和2年度より広域連合へ職員1名が出向いたしますので、その分の人件費が主なものでございます。

2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金3億5,419万9,000円、対前年度比較3.2%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金など、収納いたしましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和2年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 続いて、議案第32号から議案第34号について、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） 特別会計歳入歳出予算書の87ページをお願いします。

議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

令和2年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億6,500万円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債により御説明いたします。

89ページをお願いします。

歳入の主なものは、1款 分担金及び負担金 1項 負担金1,326万2,000円、前年度比10.9%の減は供用開始面積の減によるものでございます。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料2億7,852万9,000円、前年度比3.4%の増は、前年度実績による増及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金9,200万円、前年度比10.7%の減は管渠築造工事等の減によるものでございます。

5款 繰入金 1項 他会計繰入金3億6,057万8,000円、前年度比12.7%の増でございます。2項 基金繰入金2,422万3,000円、前年度比12.2%の減は平成28年度から令和元年度までの基金積立から当該年度の令和2年度の基金へ繰り入れるものでございます。

7款 諸収入 2項 還付消費税300万円、前年度と同額でございます。

8款 町債 1項 町債3億9,340万円、前年度比3.8%の増でございます。流域下水道建設費等の増によるものでございます。

次の90ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款 総務費 1項 総務管理費2億3,040万5,000円、前年度比2.1%の増は委託料の増によるものでございます。

2款 1項 下水道事業費4億3,112万2,000円、前年度比6.9%の増は事業認可設計委託料等の増によるものでございます。

3款 1項 公債費5億196万3,000円、前年度比2.4%の増は償還元金の増によるものでございます。

次の91ページをお願いします。

第2表 地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,030万円、多々良川流域関連公共下水道分2億870万円、資本費平準化債公共下水道分8,710万円、資本費平準化債流域下水道分1,820万円、特別措置分4,410万円、公営企業会計適用債500万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、127ページをお願いします。

議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

令和2年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9,300万円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債により御説明いたします。

次の、129ページをお願いします。

歳入の主なものは、2款 使用料及び手数料 1項 使用料615万1,000円、前年度比18.6%の減は前年度実績による減を見込んでおります。

6款 町債 1項 町債3,110万円、前年度比5.1%の増で、詳細については委員会で御

説明いたします。

次の130ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款1項 総務管理費400万1,000円、前年度比48万3,000円の減は委託料の減によるものでございます。

2款1項 農業集落排水事業費2,401万4,000円、前年度比19.5%の減は、委託料の減によるものでございます。

3款1項 公債費6,434万9,000円、前年度比0.3%の増は償還元金の増によるものでございます。

次の131ページをお願いします。

第2表 地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,760万円、公営企業会計適用債、限度額350万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、令和2年度須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数1万974戸、前年度比1.2%増の見込みでございます。年間総給水量267万3,492立方メートル、前年度比0.6%減の見込みでございます。3、年間有収水量253万5,808立方メートル、前年度比0.2%減の見込みでございます。4、1日平均給水量7,324立方メートル、前年度比1.3%減の見込みでございます。5、建設改良事業費1億762万8,000円、前年度比21.9%減の見込みでございます。これは排水施設改良費の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款 水道事業収益6億3,519万8,000円、前年度比2.5%の減、主なものは営業収益のうち給水収益、給水申込加入金の減によるものでございます。

支出は、第1款 水道事業費6億321万4,000円、前年度比1.1%の増、主なものは、営業費用のうち原浄費の委託料、総係費の委託料等の増によるものでございます。

次の4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款 資本的収入2,100万円、前年度比41.7%の減、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の減でございます。

支出は、第1款 資本的支出1億7,304万3,000円、前年度比15.6%の減、これは下水道工事に伴う工事請負費の減によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,204万3,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費9,340万8,000円、前年度比1.5%の減は人事異動によるものでございます。2、交際費10万円、前年度と同額でございます。

第6条、棚卸資産の購入限度額は600万円と定める。これは量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第34号については、先ほど、設置した予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第34号は予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本会議終了後、全員協議会を2時10分より特別会議室において開催しますので、議員の方は御集合願います。

次の本会議は、3月6日午前10時より行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時54分散会
